

**習志野市教育委員会会議録**  
(令和元年第10回定例会)

- |               |         |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
|---------------|---------|---|--------|---------|--|---------|---------|--|---------------|---------|--|---------|---------|--|---------|---------|--|----------|-------|--|----------|---------|--|----------|---------|--|----------|---------|--|----------|-------|--|--------|-------|--|--------|---------|--|------|-------|--|------------|---------|--|------------|---------|--|----------|-------|--|-----------|---------|--|--------|---------|--|--------|---------|--|---------|-------|--|---------|---------|--|---------|---------|--|---------|---------|--|---------|---------|--|---------|---------|--|---------|---------|--|-------------|---------|--|-----------|---------|--|-----------|---------|--|
| 1             | 期 日     | 令和元年10月23日(水)<br>市庁舎3階大会議室<br>開会時刻 午後1時30分<br>閉会時刻 午後4時03分  |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 2             | 出席委員    | <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">教 育 長</td> <td style="width: 33%;">小 熊 隆</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>梓 澤 キヨ子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>古 本 敬 明</td> <td></td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>赤 澤 智津子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>高 橋 浩 之</td> <td></td> </tr> </table>   | 教 育 長  | 小 熊 隆   |  | 委 員     | 梓 澤 キヨ子 |  | 委 員           | 古 本 敬 明 |  | 委 員     | 赤 澤 智津子 |  | 委 員     | 高 橋 浩 之 |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 教 育 長         | 小 熊 隆   |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 委 員           | 梓 澤 キヨ子 |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 委 員           | 古 本 敬 明 |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 委 員           | 赤 澤 智津子 |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 委 員           | 高 橋 浩 之 |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 3             | 出席職員    | <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">学校教育部長</td> <td style="width: 33%;">櫻 井 健 之</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>学校教育部参事</td> <td>小 澤 由 香</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育部・生涯学習部技監</td> <td>遠 藤 良 宣</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>天 田 正 弘</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生涯学習部次長</td> <td>村 山 典 久</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育部副参事</td> <td>小 平 修</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育部副参事</td> <td>府 馬 一 雄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育部副参事</td> <td>佐々木 博 文</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育部副技監</td> <td>江 口 浩 雄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生涯学習部副参事</td> <td>吉 岡 治</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育総務課長</td> <td>中 野 充</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育課長</td> <td>本 間 千佳子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指導課長</td> <td>蓮 一 臣</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校給食センター所長</td> <td>大河内 俊 彦</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合教育センター所長</td> <td>笹 生 康 世</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生涯スポーツ課長</td> <td>三 橋 智</td> <td></td> </tr> <tr> <td>青少年センター所長</td> <td>渡 辺 雅 和</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央公民館長</td> <td>河 栗 太 一</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央図書館長</td> <td>岡 野 重 吾</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>利根川 賢</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>村 山 貴 弘</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>齊 藤 洋 介</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>永 田 容 子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>青 野 孝 幸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生涯学習部主幹</td> <td>藤 原 友 哉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生涯学習部主幹</td> <td>中 村 裕 美</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育課主任管理主事</td> <td>野 村 健 一</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指導課主任指導主事</td> <td>杉 山 健 一</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指導課主任指導主事</td> <td>窪 田 準 子</td> <td></td> </tr> </table> | 学校教育部長 | 櫻 井 健 之 |  | 学校教育部参事 | 小 澤 由 香 |  | 学校教育部・生涯学習部技監 | 遠 藤 良 宣 |  | 学校教育部次長 | 天 田 正 弘 |  | 生涯学習部次長 | 村 山 典 久 |  | 学校教育部副参事 | 小 平 修 |  | 学校教育部副参事 | 府 馬 一 雄 |  | 学校教育部副参事 | 佐々木 博 文 |  | 学校教育部副技監 | 江 口 浩 雄 |  | 生涯学習部副参事 | 吉 岡 治 |  | 教育総務課長 | 中 野 充 |  | 学校教育課長 | 本 間 千佳子 |  | 指導課長 | 蓮 一 臣 |  | 学校給食センター所長 | 大河内 俊 彦 |  | 総合教育センター所長 | 笹 生 康 世 |  | 生涯スポーツ課長 | 三 橋 智 |  | 青少年センター所長 | 渡 辺 雅 和 |  | 中央公民館長 | 河 栗 太 一 |  | 中央図書館長 | 岡 野 重 吾 |  | 学校教育部主幹 | 利根川 賢 |  | 学校教育部主幹 | 村 山 貴 弘 |  | 学校教育部主幹 | 齊 藤 洋 介 |  | 学校教育部主幹 | 永 田 容 子 |  | 学校教育部主幹 | 青 野 孝 幸 |  | 生涯学習部主幹 | 藤 原 友 哉 |  | 生涯学習部主幹 | 中 村 裕 美 |  | 学校教育課主任管理主事 | 野 村 健 一 |  | 指導課主任指導主事 | 杉 山 健 一 |  | 指導課主任指導主事 | 窪 田 準 子 |  |
| 学校教育部長        | 櫻 井 健 之 |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 学校教育部参事       | 小 澤 由 香 |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 学校教育部・生涯学習部技監 | 遠 藤 良 宣 |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 学校教育部次長       | 天 田 正 弘 |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 生涯学習部次長       | 村 山 典 久 |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 学校教育部副参事      | 小 平 修   |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 学校教育部副参事      | 府 馬 一 雄 |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 学校教育部副参事      | 佐々木 博 文 |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 学校教育部副技監      | 江 口 浩 雄 |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 生涯学習部副参事      | 吉 岡 治   |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 教育総務課長        | 中 野 充   |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 学校教育課長        | 本 間 千佳子 |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 指導課長          | 蓮 一 臣   |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 学校給食センター所長    | 大河内 俊 彦 |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 総合教育センター所長    | 笹 生 康 世 |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 生涯スポーツ課長      | 三 橋 智   |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 青少年センター所長     | 渡 辺 雅 和 |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 中央公民館長        | 河 栗 太 一 |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 中央図書館長        | 岡 野 重 吾 |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 学校教育部主幹       | 利根川 賢   |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 学校教育部主幹       | 村 山 貴 弘 |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 学校教育部主幹       | 齊 藤 洋 介 |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 学校教育部主幹       | 永 田 容 子 |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 学校教育部主幹       | 青 野 孝 幸 |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 生涯学習部主幹       | 藤 原 友 哉 |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 生涯学習部主幹       | 中 村 裕 美 |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 学校教育課主任管理主事   | 野 村 健 一 |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 指導課主任指導主事     | 杉 山 健 一 |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |
| 指導課主任指導主事     | 窪 田 準 子 |   |        |         |  |         |         |  |               |         |  |         |         |  |         |         |  |          |       |  |          |         |  |          |         |  |          |         |  |          |       |  |        |       |  |        |         |  |      |       |  |            |         |  |            |         |  |          |       |  |           |         |  |        |         |  |        |         |  |         |       |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |         |         |  |             |         |  |           |         |  |           |         |  |

## 4 議題

### 第1 前回会議録の承認

### 第2 報告事項

- (1) 令和元年習志野市議会第3回定例会一般質問等について
- (2) 幼児教育・保育無償化に伴う関係規則等の一部改正について
- (3) 市立こども園における3歳短時間児の教育・保育時間について

### 第3 議決事項

- 議案第47号 指定管理者の指定について(習志野市習志野文化ホール)
- 議案第48号 令和元年度教育費予算案(12月補正)について
- 議案第49号 大久保地区公共施設再生事業に伴う教育機関の廃止について
- 議案第50号 習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について
- 議案第51号 習志野市青年館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第52号 習志野市史編さん委員会委員の委嘱について
- 議案第53号 習志野市スポーツ推進計画(案)の諮問について
- 議案第54号 令和元年度末及び令和2年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について

### 第4 協議事項

- 協議第1号 習志野市教育振興基本計画(パブリックコメント案)について
- 協議第2号 習志野市学校施設再生計画(第2期計画)(パブリックコメント案)について
- 協議第3号 習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画(パブリックコメント案)について
- 協議第4号 習志野市子ども・子育て支援事業計画(パブリックコメント案)について
- 協議第5号 習志野市スポーツ推進計画(パブリックコメント案)について
- 協議第6号 次回教育委員会定例会の期日について

### 第5 その他

## 5 会議内容

小熊教育長が

令和元年習志野市教育委員会第10回定例会の開会を宣言

小熊教育長が

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出はないが、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

「令和元年度末及び令和2年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について」を議事に追加することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

会議規則第13条の規定により、議案第47号、議案第48号及び議案第50号ないし議案第53号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

小熊教育長が

非公開部分の会議録について、議案第47号、議案第48号、議案第50号及び議案第51号は議案が市長から市議会へ提出された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

令和元年第9回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

#### **報告事項(1) 令和元年習志野市議会第3回定例会一般質問等について (教育総務課)**

中野教育総務課長

報告事項(1)「令和元年習志野市議会第3回定例会一般質問等について」、説明する。

今回、教育委員会に関する一般質問は、17名の議員から37件の質問があった。本日は通告番号9番小川利枝子議員「2. 特別支援教育について」、通告番号10番真船和子議員「2. (1)本市のいじめ、不登校の対応について」、通告番号22番谷岡隆議員「3. (1)谷津公民館、袖ヶ浦公民館、実花公民館の民営化について」を説明する。なお、教育委員会に関わる議案としては、「工事請負契約の変更について(谷津小学校全面改築工事(給排水衛生設備工事))」、「PFI事業契約の変更について(習志野市学校給食センター建替事業)」の2件があった。

資料5ページ目、通告番号9番小川利枝子議員「2. 特別支援教育について」であるが、個別の教育支援計画は、平成30年8月に学校教育法施行規則で作成が義務付けられたもので、障がいのある児童生徒に対し、長期的な視点で一貫した教育的支援を行うためのものであること、計画の策定にあたり、早期作成のために年度末に次年度の計画案を作成し、引き継ぐことなどについて各校へ助言をしたところである旨を答弁した。また、再質問1では、市議会での内容が教育委員に共有されているのかとの質問に対し、議会の内容については、教育委員会会議で報告し、御意見・御質問をいただいている旨を答弁している。小川利枝子議員からの要望として、個別の教育支援計画について、作成が必須の630名の他に、通常学級の中で特別に支援を要すると思われる128名の作成をしていることについては評価をしていること、今後もこの姿勢を持ち続けてほしいこと、また、計画の目的を理解できる人材の育成についての要望がなされた。

続いて、資料7ページ目、通告番号10番真船和子議員「2. (1)本市のいじめ、不登校の対応について」である。いじめが起きた時には、対策のための組織を設置し、情報を共有し、組織で対応していること、不登校の対応では、総合教育センターの相談等、各関係機関と連携し、児童生徒の心に寄り添う取り組みをしていること、学校では、わかる授業を行い、児童生徒の学ぶ意欲を育み、進んで登校したいと思う学校づくりを進めていること、また、引き続き、学校、家庭、教

育委員会で連携をし、不登校児童生徒の解消に努めていく旨を答弁した。真船和子議員からの要望として、いじめ問題に対する早期対応と、いじめは絶対にいけないという認識を各学校で広めていただきたいとの要望がなされた。

続いて、資料14ページ目、通告番号22番谷岡隆議員「3. (1)谷津公民館、袖ヶ浦公民館、実花公民館の民営化について」である。質問の趣旨としては、公民館運営審議会が非公開であり、公開で再検討することを求めているものである。市内部の意思決定に係る検討経過で意見をいただいたもので、情報公開条例に基づき、非公開とした旨を答弁した。谷岡隆議員からの要望として、公民館を民営化することは重要な問題であり、公民館運営審議会委員、社会教育委員、教育委員に本件のことを伝え、再検討を強く求める旨の要望がなされた、と概要を説明

梓澤委員

資料14ページ目、谷岡隆議員からの質問の中で、谷津公民館、袖ヶ浦公民館、実花公民館の民営化が取り上げられているが、新習志野公民館ではすでに指定管理者での管理運営がされており、利用者からの評判も良いと聞いている。今後、審議会等での議論を踏まえ、教育委員会会議に諮られることになるかと思う。そこで2点伺う。1点目として、なぜ指定管理の導入の中に菊田公民館は入っていないのか。2点目として、指定管理者に施設の管理運営をしてもらう上では、事前に改修が必要かと思う。今後指定管理を導入する予定の谷津公民館、袖ヶ浦公民館、実花公民館は、どこも老朽化が進んでいると思う。どのような対策を取っていくのか教えていただきたい、と質問

河栗中央公民館長

菊田公民館については、公共施設再生計画の中で将来的に機能停止をする予定となっていることから、現状、指定管理を導入する対象施設には入っていない。また、現在指定管理の導入を検討している谷津公民館、袖ヶ浦公民館、実花公民館の改修については、公共施設再生計画等に則り、計画的に改修を進めていきたいと考えている、と回答

梓澤委員

しっかり検討し、取り組んでいただきたいと思う、と発言

赤澤委員

資料15ページ目になるが、要望として再検討してもらいたいとのことだが、今後どのようなプロセスになるのか、と質問

河栗中央公民館長

非公開の案件について公開してほしいという要望だったため、この要望については公民館運営審議会でも報告をし、今後公開、非公開についてそれぞれ根拠を示し、審議をしていただいたうえで公開できるものは公開していく。また、非公開とした案件についても、その時に非公開とした条件がなくなった場合には公開する。先日公民館運営審議会を開催したが、その中で、これまで非公開としていたものを、公開できる条件が整い次第公開することについて審議していただき、審議の結果異議がなかったことから、現在、谷岡隆議員から要望のあった審議会の非公開部分の内容については、市ホームページ上で公開している、と回答

小熊教育長

いじめのことについて質問があったが、現状としてどのような対応をとっており、今後どういう方向で進めていくのか補足していただきたい、と発言

蓮指導課長

現在、市ではいじめ問題の対策として、学期に一度のアンケート調査を実施している。その中で、対策が必要なものについては、学校での校内いじめ防止対策委員会を開催し、対応にあっている。また、教育委員会としては、報告のあったものに支援をしている。今年度、重大事態とはなっていないが、教育委員会が関わった案件が小学校で2件、中学校で2件ある。いずれも欠席数が多くなってきているものなので、今後も注視していきたいと思う。過去の事例として、本市の重大事態は平成29年に2件、平成30年に1件あり、いずれも欠席数が多くなっているものに対応した事例である、と回答

古本委員

今、教員間のいじめも問題になっているが、本市では何もないとは思いますが、何か対策等はしているのか、と質問

本間学校教育課長

本市においては、教員間のいじめについては教育委員会に報告は特にないため、把握していない。年に一度、教員間のハラスメントについても各学校に調査をしているが、そこからも挙がってきているものはない。しかしながら、安心はできないと思うので、教育委員会として今後も注視していきたいと考えている、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

## **報告事項(2) 幼児教育・保育無償化に伴う関係規則等の一部改正について (学校教育課)**

青野学校教育部主幹

報告事項(2)「幼児教育・保育無償化に伴う関係規則等の一部改正について」、説明する。

子ども・子育て支援法の改正により、本年10月1日より幼児教育・保育の無償化が開始された。このことに伴い、市長事務部局所管の幼稚園に関係する規則等について、3件の改正を行ったため、報告するものである。

1件目は、「習志野市立学校等の給食費等に関する規則」の一部改正である。給食費の実費徴収化に伴う負担軽減措置として、年収360万円未満相当世帯、第3子以降及び市町村民税を課されない者に準ずる者のおかずなどの副食費について、国の基準に基づき、徴収しないこととした。また、ご飯などの主食費についても、副食費の負担軽減対象者に限り、併せて徴収しないこととした。

2件目は、「習志野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担額に関する規則」の一部改正である。無償化の開始に伴い、在園児の利用者負担額について、0円とする改正を行ったものである。

3件目は、「習志野市立幼稚園等預かり保育実施要綱」の一部改正である。預かり保育の利用に係る費用負担額については、原則として無償化による1日当たりの給付上限額である450円とした。その結果、保育が必要な無償化対象児童は、原則預かり保育料を徴収しないことに

なった。また、給食費の負担軽減対象者が利用する預かり保育のおやつ代及び給食費については、併せて無償とした、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

### **報告事項(3) 市立こども園における3歳短時間児の教育・保育時間について(学校教育課)**

齊藤学校教育部主幹

報告事項(3)「市立こども園における3歳短時間児の教育・保育時間について」、説明する。

平成31年4月より、市立こども園において3歳短時間児の保育を開始するにあたり、3歳児の発達や生活経験等を鑑み、無理なく園生活を送れるよう、教育・保育時間については、午前9時から午後1時の4時間として実施した上で、検証を行いながら適正な保育時間を定めることとしていた。1学期の間、子どもたちの実態を調査したところ、体力的に午後1時までの保育時間に心配な様子はほとんど見られず、夏休みの長期休業後についても、すぐに友達や保育教諭と一緒に行動することを楽しむ姿も見られたことから、段階的な時間延長が十分に可能であると判断した。

以上のことから、本年11月以降の3歳短時間児教育・保育時間を表のとおり、設定しようとするものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(3)は了承された。

### **議案第49号 大久保地区公共施設再生事業に伴う教育機関の廃止について(社会教育課)**

藤原生涯学習部主幹

議案第49号「大久保地区公共施設再生事業に伴う教育機関の廃止について」、説明する。

本議案は、大久保地区公共施設再生事業により整備した、習志野市生涯学習複合施設「プラッツ習志野」に機能集約した上で閉館する屋敷公民館、藤崎図書館、あづまこども会館及び生涯学習地区センターゆうゆう館を廃止しようとするものである。

本市では、持続可能な文教住宅都市の実現を基本理念とし、生涯学習の拠点機能の拡充と、地域の活性化を図るため、京成大久保駅近隣に所在する公共施設を対象とした大久保地区公共施設再生事業を実施している。本事業では、屋敷公民館、藤崎図書館、あづまこども会館及び生涯学習地区センターゆうゆう館の機能を生涯学習複合施設に集約しており、この度、本市の生涯学習の拠点として習志野市生涯学習複合施設「プラッツ習志野」を11月2日に開館することになっている。

これに伴い、本施設に機能を集約する屋敷公民館、藤崎図書館、あづまこども会館及び生涯学習地区センターゆうゆう館について、令和2年3月31日をもって廃止しようとするものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第49号は全員賛成で原案どおり可決された。

**議案第54号 令和元年度末及び令和2年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について** (学校教育課)

本間学校教育課長

議案第54号「令和元年度末及び令和2年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について」、説明する。

令和元年度末及び令和2年度における習志野市立高等学校教職員の人事異動は、県立高等学校教員との人事交流を行っているため、県教育委員会の人事異動方針に準じている。本市教育委員会としては、県教育委員会と連携し、人事異動を行なっていきたいと考えている。なお、昨年度と大きな変更点はない、と概要を説明

高橋委員

交流には何年間か期間が設けられるかと思うが、習志野高校には期間の基準はあるのか、と質問

本間学校教育課長

県立高校の場合、継続して同じ学校に勤務する期間は長くても10年としているので、それに準じているが、交流の部分は確認させていただく、と回答

小熊教育長

習志野高校の職員は、交流ではなく、身分としては市の職員になり、給与も市から支払われている。もともとは県採用の職員であるため、年齢のことも考慮しながら、最終的には県立の学校に戻るよう、県教育委員会と協議しながら進めている、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第54号は全員賛成で原案どおり可決された。

**協議第1号 習志野市教育振興基本計画(パブリックコメント案)について** (教育総務課)

利根川学校教育部主幹

協議第1号「習志野市教育振興基本計画(パブリックコメント案)について」、説明する。

本日は、習志野市教育委員会第7回定例会で協議していただいた素案からの追加、変更点を中心に説明する。

まず、施策の体系図には、新たに「習志野市教育大綱」を追加している。これは、8月に開催された令和元年度第1回習志野市総合教育会議において、新たに習志野市教育大綱が策定される見込みとなったことによるものである。次に、計画の期間だが、他の計画との関係を図で分かりやすく示した。この他においても、見やすい・わかりやすい表現とするよう心がけ、変更を加えている。

次に、基本方針1に係る施策(5)「幼児教育と小学校教育の円滑な接続にむけた取り組みの推進」だが、素案では「私立幼稚園等との連携及び事業の推進」となっていた。これは、現在の課題としては幼児教育と小学校教育の接続の方がより重要であるとの考えから変更した。幼児

教育においては小学校への入学に向けて、小学校教育においては入学後からと、それぞれ接続期のカリキュラムを持っている。しかしながら、相互の連携がなく、別々のカリキュラムとなっているという課題がある。そこで、幼児教育の接続期カリキュラムと、小学校教育の接続期カリキュラムを連携したカリキュラムとなるように取り組むことで、系統性を整理し、教育効果を高めようとする取り組みを追加した。

続いて、基本方針5「子どもを未来につなげる教育の展開」に係る内容では、情報活用能力の育成を新たに追加している。さらに、主な事業の中に小中学校パソコン推進事業など、現在も予算を組んで取り組んでいる事業を記入した。教育委員会としてもICT機器の利活用については課題として捉えていることを示し、今後の予算確保にも繋げていきたいと考えている。また、他の施策についても、関係する主な事業について同じように示している。

続いて、基本方針10「青少年健全育成の推進」では、インターネットトラブルの未然防止を追加した。これは、先日取りまとめをした「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」における、有識者からの意見として、「青少年健全育成においてはSNSへの対応が喫緊の課題である」との御指摘を受けことを生かし、青少年センターで検討し、新たに追加した。

続いて、基本方針13「地域に開かれた学校づくり」では、地域とともにある学校づくりの取り組みとして、社会に開かれた教育課程の実現を追加している。社会に開かれた教育課程とは、地域・家庭と学校がより良い社会の実現に向けて目標を共有し、目標に向かって教育課程を編成し、教育課程の実施に当たっては地域の人的・物的資源を活用していく試みである。これは新学習指導要領の目玉の一つでもあり、本市としても施策に位置付け、取り組む必要があると考えた。

最後に、素案からの変更ではないが、前回の説明で不足していた部分を捕捉する。基本方針18「教育行政の効率的・効果的な展開」では、教員が子どもたちと向き合う環境の整備に向けて、学校における働き方改革の視点で学校教育指導行政年間計画、いわゆる行事策定について見直しを図ることを示している。学校教育指導行政年間計画とは、習志野市の学校教育、生涯学習に関する様々な行事や研修などの年間計画のことである。教育委員会が所管するこれらの行事のスクラップ・アンド・ビルドを図ることで、各学校の業務改善に繋げていきたいと考えている。

以上で変更点等の説明は終わりになる。なお、パブリックコメントについては、11月15日から12月20日にかけて実施する予定となっている、と概要を説明

小熊教育長

説明の中で、幼児教育の接続カリキュラムと小学校教育の接続カリキュラムを連携したカリキュラムにするとあったが、これはどこが作成するのか、と発言

利根川学校教育部主幹

今までは、幼稚園と小学校が別々で作成していたが、それぞれの小学校や幼稚園の先生間で連携し、作成にあたっていくことになる。教育委員会はそれのサポートを行い、推進していく、と回答

小熊教育長

連携するに当たり、会議や組織はあるのか、と発言

利根川学校教育部主幹



組織としては、幼保小関連研修というものがあり、その中のスタートカリキュラムを作成する部会の中で、検討を進めている、と回答

小熊教育長

方向性を決めていくイニシアチブをとるのは、どこの部署になるのか、と発言

利根川学校教育部

イニシアチブをとっていくのは、指導課や、こども部のこども保育課になると思う、と回答

小熊教育長

そのような形でこの計画の中で進めていくという理解でよろしいか、と発言

利根川学校教育部主幹

その通りである、と回答

古本委員

この幼稚園と小学校の接続は、私立幼稚園との接続も含まれているのか、と質問

利根川学校教育部主幹

私立幼稚園というよりは、公立幼稚園及びこども園と小学校との連携を考えている、と回答

古本委員

幼稚園については、私立に通っている児童が多くいると思うし、越境している例も多くあると思う。連携型カリキュラム自体は非常に素晴らしいと思うが、市だけではなく、地域全体で考えていけないといけないと思う。また、保育所に通っている児童も多くいる。公立幼稚園、こども園に通っている児童だけだと、そんなに多くはないかと思うが、今後対象を広げていく方策等は何か考えているのか、と質問

小澤学校教育部参事

幼保小関連研修というのは昭和56年頃から実施している。私立幼稚園は市内に5園ある。私立幼稚園は建学の精神で教育を実施しており、市外から通う児童も多くいるため、幼保小関連研修に参加していただくことが難しく、課題と捉えている。保育所は平成18年までは公立保育所しかなく、市内各地区で一小学校、一幼稚園、一保育所のような構成がなされていたため、当時は幼保小関連研修が非常にやりやすかった。しかしながら、こども園構想に従い、私立化やこども園化を図っていく中で私立保育所が増加し、公立保育所は減少してきている。このような中、公立、私立に関わらず、保育所とこども園には声掛けをし、幼保小関連研修に参加していただくような体制を取っている。今後、私立幼稚園との連携が課題になってくると思うが、接続カリキュラムを作成するにあたっては、私立幼稚園の声も聴きながら作成していくべきだと考えている。私立幼稚園との合同の研修会も実施しているので、それについては引き続き実施していきたいと考えている、と回答

古本委員

非常に良いカリキュラムだとは思いますが、歴史的経過もあり、簡単にはいかないかと思う。カリキ

ュラムだけではなく、それぞれの児童の情報共有等についても研究していかなくてはならないかと思う。より多くの児童が接続カリキュラムを受けられるようにしていただきたい、と発言

赤澤委員

計画の28ページから第2部基本計画編となっており、目標欄に基準値と目標値があり、概ねパーセントで表記されている。目標値の設定の仕方はそれぞれ違うのかもしれないが、どういった根拠で数値の設定をしていて、見通しはどうなっているのか。また、数値に表すのが難しい場合もあると思うが、どのような方針で数値を設定することにしたのか、と質問

利根川学校教育部主幹

委員御指摘のとおり、教育については数値に表すことが難しいものもあると認識している。計画を作成するに当たり、できるだけ数値で表すことによって、成果がわかりやすくなるようにしている。目標値の設定については、作業部会でも意見があり、現在のところ、数値化できるものは数値化し、パーセントで表すことができないものについては、昨年度の実績値からどれくらい増減するのかで表している、と回答

赤澤委員

例えば、計画の中の施策で目標値を85パーセントとしたときに、なぜ85パーセントにしたのか説明できるようなものを準備する必要があると思う。また、最終的に何パーセントになったのかという結果を出さなくてはならないと思う、と発言

利根川学校教育部主幹

委員の御指摘通りだと思う。しっかり整理していきたいと思う、と回答

小熊教育長

計画のポイントをわかりやすくし、柱となるものや目玉となることをきちんと伝えられるようにしたうえでパブリックコメントをかけるようにしないと、意見をいただくのは難しいと思う、と発言

利根川学校教育部主幹

より広く意見をいただくために、わかりやすくし、ポイントを絞って市民に伝えられるよう、検討していく、と回答

小熊教育長

事務局としての課題だと思うので、しっかりと取り組んでいただきたい、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

**協議第2号 習志野市学校施設再生計画(第2期計画)(パブリックコメント案)について**

**(教育総務課)**

村山学校教育部主幹

協議第2号「習志野市学校施設再生計画(第2期計画)(パブリックコメント案)について」、説明

する。

本計画は、先月の習志野市教育委員会第9回定例会において協議をいただいたところであるが、概要を改めて説明する。学校施設再生計画は、子どもたちにより良い教育環境を提供することを目的とした学校施設の整備計画である。位置付けとしては、イメージ図のとおり市の基本構想・基本計画のもと、本市教育の総合的、計画的な指針として策定している習志野市教育振興基本計画があり、その学校環境整備を行うための計画として、習志野市学校施設再生計画がある。この学校施設再生計画は、市の計画である習志野市公共施設再生計画と連携した計画となっている。現在、公共施設再生計画についても、市において見直し作業を進めているところである。

習志野市における教育の目指す姿としては、習志野市教育振興基本計画において示されている「豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり」を基本目標とし、学校施設の整備としては、「安全で潤いのある学校環境の整備」を基本方針として掲げている。この基本方針のもと、習志野市の目指す学校施設としては、現計画に引き続き、「柔軟性に富んだ施設」、「ゆとりと潤いのある施設」、「環境に配慮した施設」、「安全・安心で質の高い教育環境」、「地域との交流・連携施設」として取り組んでいきたいと考えている。計画期間としては、他の計画期間とあわせて、令和2年度から令和7年度の6年間としている。対象施設は、小学校16校、中学校7校、習志野高校となっている。

本市における現況だが、昭和40年代から50年代前半にかけて建てられた建物が多く、築40年以上の施設が約51パーセントとなっており、老朽化が進んでいる状況となっている。小学校児童数・学級数推計については、市内全体では増加傾向だが、大きく増えている学校が、谷津小学校と谷津南小学校であり、その他の学校は横ばい又は減少傾向となっている。中学校についても小学校と同様に、第一中学校の生徒が増えており、その他の学校は横ばい又は減少傾向となっている。

次に、第2期学校施設再生計画のポイントとして、この計画においては長寿命化改修の手法を取り入れ、費用の平準化や縮減を図ることとしている。この長寿命化改修とは、従来のように建築後40年程度で建て替えるのではなく、コンクリートの中性化対策等、はりや柱などの構造躯体の経年劣化を回復する工事や、耐久性の優れた仕上げ材への取り替えなどを実施し、建物の耐久性を高めていく改修のことである。この長寿命化改修を実施することで、建て替えと比較して、費用の縮減を図ることができる。

今回の計画を策定するに当たり、習志野市としての長寿命化の定義を定めることとした。本市では、3つの要件を満たす建築物の構造躯体対策を含む改修工事を「長寿命化改修」として位置付けている。このような考え方のもと、工事の分類として、ケース1からケース3を設定している。工事の分類としてケース1からケース3を設定する中で、それぞれ改築や長寿命化改修、大規模改修と工事の分類をしている。前回の素案から内容を変更した点としては、長寿命化改修後に使用する期間を「20年」としていた点を、国が示す「30年」とした。この考え方のもと、6年間の計画期間内で工事等を実施する学校について、調整を図っているところである。

今の条件を基に40年間の試算をした結果、前回説明した試算では過去の施設関連経費の約2倍となっていたが、長寿命化改修後、30年間使用する条件だと、約1.8倍の費用がかかる試算となったので、期間内の費用について少し減少となっている。

長寿命化改修のイメージだが、築50年で長寿命化改修を実施した後は、30年使用し続けるため、築80年まで施設の寿命を延ばすことになる。しかし、長寿命化改修後20年頃に必要に応じて大規模改修等を行うことを考えている。

次に、前回の教育委員会会議で意見をいただいた、学校の適正規模・適正配置等については、

本市の将来を見据えた検討を早急に進めていきたいと考えている。なお、第2期の計画については、学校の適正規模・適正配置の方針が定まるまでは、当面、現在の配置を維持することとして、計画を策定している。そして、適正規模・適正配置の方針が定まった後は、必要に応じて計画の見直しを行っていく。また、基本的な方針を踏まえた施設整備の水準を定め、効率的な施設の改修に取り組んでいく。

最後に、計画のフォローアップとして、PDCAサイクルをしっかりと行い、必要に応じて計画の見直しを図り、より実効性のある計画としていきたいと考えている。今後は、学校施設再生計画（第2期計画）検討専門委員会やパブリックコメントにより意見を伺いながら、最終的に教育委員会会議において議決をいただき、今年度中に計画を策定していく、と概要を説明

古本委員

長寿命化改修をすることによって、予算全体としては増えるのか、と質問

村山学校教育部主幹

耐用年数が60年と考えていた施設に対し、築50年の時に長寿命化改修を行い、耐用年数を80年まで伸ばすことにより、費用面においても改築をするより2割から3割程度費用が削減されるので、施設一つを取ると費用が削減されるという考え方になる、と回答

古本委員

先ほどの説明の中で、約2倍の費用が約1.8倍になるとあったが、それは何を指しているのか、と質問

村山学校教育部主幹

前回の会議の際は、築50年で長寿命化改修を行い、20年間使用した後に施設の改築をすることを計画していたため、計画期間内に全面改築する建物が前倒しで入っていたが、使用期間を30年に伸ばすことにより、40年後に計画が伸びる部分が出てくるので、費用が減少している。また、長寿命化改修をすることにより、全面改築をするより費用が減少することになるので、減少するという考え方である、と回答

遠藤学校教育部・生涯学習部技監

長寿命化改修をすることにより、市の総事業費が増えるのかという質問だが、通常の建て替えに加えて長寿命化改修を行うことになるので、総事業費としては増える。長寿命化改修をすることで約2倍の費用が約1.8倍になるという点については、40年の計画期間の中で、全ての老朽化した学校施設を改築するのではなく、長寿命化改修をしてさらにその後30年間使うということは、この40年を延伸した先で改築をすることになるので、計画期間内の事業費は約1.8倍で収まったということで理解をいただきたい、と回答

古本委員

総事業費としては増加するが、全ての学校施設をすぐに改築するより、長寿命化改修を行うことで、耐用年数も伸び、単年度で一度にかかる費用が平準化されるという理解でよろしいか、と質問

遠藤学校教育部・生涯学習部技監

その通りである、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第2号は終了した。

### 協議第3号 習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第3期計画(パブリックコメント案)について (教育総務課)

佐々木学校教育部副参事

協議第3号「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第3期計画(パブリックコメント案)について」、説明する。

本計画は、先月の習志野市教育委員会第9回定例会において協議をいただいたところであるが、そこでの協議を踏まえてパブリックコメント案を策定したので、前回説明した内容の振り返りと今回追加した部分について説明し、協議をしていただくものである。

第3期再編計画の構成だが、こども園整備、幼稚園の再編、保育所の再編の3つが大きな構成要素となっている。第3期計画の概要だが、第3期計画期間中に、2か所のこども園を整備する。2か所を整備することで、習志野市内7つの中学校区に1園ずつの整備を達成する。また、整備にあたっては、幼稚園をこども園化することで待機児童対策を推進する。幼稚園の再編については、こども園との統合を基本とするが、その時期については幼稚園児数の減少に応じて検討することとしている。保育所の再編については、3施設を私立化し、施設の老朽化対策と待機児童対策を推進する。

こども園整備の具体的な施設について、第一中学校区には、谷津幼稚園、向山幼稚園、谷津保育所があり、津田沼幼稚園、谷津南保育所が隣接している。第一中学校区における課題は、幼稚園児数の減少、保育需要の増大、既存施設の老朽化がある。この課題解決の方向性として、既存幼稚園を活用し、保育機能を追加してこども園化を図る。第一中学校区においては、向山幼稚園を活用する。次に、第五中学校区であるが、第五中学校区には、津田沼幼稚園、藤崎幼稚園、藤崎保育所、菊田第二保育所があり、向山幼稚園、杉の子こども園が隣接している。第五中学校区における課題は、第一中学校区と同様に幼稚園児数の減少、保育需要の増大、既存施設の老朽化である。この課題解決の方向性として、既存幼稚園を活用し、保育機能を追加してこども園化を図る。第五中学校区においては、藤崎幼稚園を活用する。

次は、幼稚園の再編である。第3期計画では、こども園整備に伴う統合施設は、基本的には示していないが、幼稚園の園児数が1学年10人以下となった場合には、集団教育の観点からの課題が出てくる。課題としては、子ども同士の育ちあいの機会の減少、集団活動に制約が出てくること、教諭の指導力向上などが出てくる。市が目指す集団教育を実施するために、将来的には各学年の園児数が10人以下になることが見込まれた場合は、同一中学校区のこども園との統合を検討することについて、今回の計画に示している。この条件に当てはまらない場合には、原則として幼稚園を計画期間中は存続していく。

次に、保育所の再編である。市内の市立保育所については、多くは老朽化が進んでおり、一番老朽化が進んでいる施設は大久保第二保育所で、築46年を迎えている。第3期計画は6か年計画となっているため、この計画期間中に築50年を超え、他の施設についても築45、46年を迎え、築50年に近づき、改築等が必要な状況になっている。保育所の改築等について、市が改築等を行う場合は、平成18年以降、国、県からの補助金が廃止されている。一方、私立が改築等を行う場合は、現状も国、県からの補助金が活用できる。先ほどの学校施設再生計画の中

でもあったが、幼稚園、保育所の他にも学校施設や社会教育施設の老朽化は進んでおり、ほぼ同時期に建て替えの時期が来る。このような中、習志野市の保育所については、原則、私立化を実施し、施設の老朽化対策を図っていく。私立化を実施するにあたっては、多様な保育ニーズへの対応として、一時保育や延長保育などを実施していただき、施設の老朽化対策としては施設の建て替えを行っていただく。また、保育所を建て替える際に規模を拡大し、定員を拡大することによって、待機児童対策も併せて行っていく。本計画期間中に大久保第二保育所、藤崎保育所、菊田第二保育所の3つの施設を私立化することを計画している。その理由としては、大久保第二保育所は最も老朽化が進んでいること、藤崎保育所、菊田第二保育所については、老朽化が進んでいることと併せて、第一中学校区、第五中学校区の待機児童対策にも寄与することができることから、この3施設の私立化を考えている。

次に、新たに加わった部分として、年次計画を加えた。こども園を2園、保育所3園を私立化する予定だが、こども園整備については、最低でも設計に2年、工事に2年かかることを見込んでいる。来年度から向山こども園の整備に着手すると、令和6年度に開園予定であり、藤崎こども園は1年ずらして着手し、令和7年度の開園を予定している。保育所の私立化については、法人募集の過程があるが、保育所を私立化することにより、もともと保育所に勤めていた職員をこども園の職員として配置する関係上、各こども園の開園に合わせて形で私立化のスケジュールを組んでいる。向山こども園の開園に合わせて、私立化した大久保第二保育所、菊田第二保育所を令和6年度に開園し、藤崎こども園の開園に合わせて、私立化した藤崎保育所を令和7年度に開園する予定である。計画における保育定員の拡大予定として、各こども園の整備や私立化が完了した後は、最大449人の定員拡大となると考えており、平成31年4月1日現在の待機児童数である89人を解消するべく、本計画を進めていく。

最後に今後の予定だが、11月15日から12月20日までパブリックコメントを実施する。また、11月16日、11月17日の2日間、各公民館で地域住民や幼稚園、保育所入園前の児童を持つ保護者等を対象に説明会を開催する。これらの意見を反映させたいうで、最終案について来年1月22日の教育委員会会議で審議していただき、計画を策定する予定である、と概要を説明

#### 古本委員

協議第2号の資料を見返すと、第一中学校で2028年度に生徒数が1千153名になるという推計になっており、恐らくこの生徒が今の待機児童にあたるのではないかと思う。特定の地域に待機児童が多い場合はあるのか、と質問

#### 佐々木学校教育部副参事

現在の待機児童89名の大半が第一中学校区の児童である。さらに、その大半を占めるのが1歳児である。現在、大半を占める1歳児の待機児童は、今後も横滑りで2歳、3歳と上がっていくので、その対策と、1歳児の緊急対策をしなくてはならないと考えている。そのような中、現在、0歳から3歳の児童を保育の対象としている小規模保育事業所の誘致を第一中学校区と第五中学校区の2箇所で行っており、待機児童解消の一助にできればと考えている、と回答

#### 古本委員

町の発展のためにも、待機児童を減らすというのは重要だと思う。対策が考えられているので安心した。まだまだ待機児童はいると思うので、今後も保護者が子どもを預け、安心して仕事に行けるような環境づくりをお願いしたい、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第3号は終了した。

#### 協議第4号 習志野市子ども・子育て支援事業計画(パブリックコメント案)について

(教育総務課)

佐々木学校教育部副参事

協議第4号「習志野市子ども・子育て支援事業計画(パブリックコメント案)について」、説明する。

本計画は、1. 計画の概要、2. 習志野市の現状 3. 基本的な考え方、4. 基本施策、5. 必要量と確保策という内容で構成されている。現状として、待機児童問題に加え、事前にニーズ調査や実態調査を行っており、それらの調査結果も踏まえて現状把握をした中で課題を抽出し、その課題に対しどのような施策を取っていくか、また、今後の推計としてどれだけの必要量があり、どれだけの施設を確保していかなければならないのかを示している。

本計画の趣旨だが、急速に少子化が進行し、家庭や地域を取り巻く環境が変化していく中、一人ひとりの子どもが、健やかに成長することができる社会を構築するために、保育需要に対する受け皿の確保や多様な子ども・子育て支援を提供するための体制を確立し、計画的に実施するために本計画を策定するものである。計画の位置付けとしては、子ども・子育て支援法に基づく市長村子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策行動計画を合わせた計画を「習志野市子ども・子育て支援事業計画」とし、この2つの計画の他に、母子保健計画、新・放課後子ども総合プラン、子どもの貧困対策推進計画の要素を包含した計画としている。計画期間としては、平成27年度から令和元年度までが現計画であり、次期計画については、法令の規定に基づき、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間としている。

習志野市の現状だが、習志野市人口推計による今後の総人口と就学前児童数の推移について、総人口は緩やかに上昇し、令和7年をピークに減少に転じていく。これに対し、就学前児童数は、平成29年をピークに既に減少しており、今後もさらに減少していく見込みとなっている。習志野市人口推計による就学前児童数の推移及び推計では、就学前児童数は、開発に伴い増加したが、平成29年度をピークに減少に転じ、計画期間中である令和6年度には減少する見込みとなっている。習志野市子育て支援に関するニーズ調査という事前調査を行ったが、この調査による就学前児童世帯の就労状況としては、現計画を策定する際に調査を実施した平成24年と、次期計画を策定するために調査を実施した平成30年を比べると、フルタイム共働きが14.5ポイント増加、フルタイム・パートタイム共働きが6.4ポイント増加となっており、夫婦ともに就労している世帯は、20.9ポイント増加している。一方、専業主婦家庭は、18.7ポイント減少しており、共働き世帯が大きく増加している状況である。

保育所等の待機児童数だが、平成31年4月1日現在で89名となっている。現計画に基づき、施設整備などで定員拡大を図ってきたが、待機児童の解消には至っていない。また、放課後児童会の待機児童数だが、右肩上がりとなっており、平成31年5月1日現在で、全て上学年となるが89名となっている。これについても、現計画に基づき施設整備などで定員拡大を図ってきたが、待機児童の解消には至っていない。

次に、ニーズ調査による就学児童世帯の放課後に過ごさせたい場所についての回答だが、自宅、習い事以外で、下学年では、放課後児童会の要望が19.8パーセントと高く、上学年では、放課後子ども教室の要望が16.0パーセントと高くなっている。また、自由意見において、現在

本市では放課後子ども教室を実施していないが、その実施について多数の要望があった。ニーズ調査による一時保育、ファミリー・サポート・センター等の利用希望だが、平成24年度から平成30年度にかけて、7.6ポイント増加している。また、自由意見においても一時保育の利用施設の拡大や予約方法の改善について多数の意見や要望があった。習志野市子どもの生活に関する実態調査による、世帯の可処分所得区分別構成比のひとり親世帯との比較として、国が算出した貧困線というのがあり、国は、区分1と区分2を貧困線としている。本市では、この1.5倍にあたる区分3までを経済的に困難な可能性がある世帯と考え、その割合を出したところ、調査した世帯全体の11.9パーセントが、経済的に困難な可能性があるとの数値が出ている。また、ひとり親世帯については、47.6パーセントが経済的に困難な可能性があるとの数値が出ている。よって、調査世帯全体の約1割、ひとり親世帯の約半数が経済的に困難な可能性があると考えられる。

次に、子育て支援相談室への相談件数は、平成28年度は8千725件に対し、平成30年度では、1万704件と増加している。その内、虐待の相談件数は、平成28年度は4千385件だったのに対し、平成30年度は7千8件と大幅に増加している。この数の増加には、早期発見という意味もあるものと考えている。虐待相談対応件数は、平成28年度が310件に対し、平成30年度は506件と増加している。相談件数・対応件数ともに大幅に増加しており、その内容も重篤化している。

次に、ひまわり発達相談センター利用実人数の推移だが、増加傾向にある。また、個別支援計画作成・運用件数も増加しており、乳幼児期から学齢期への継続的な支援が必要である。

これまで、説明してきた現状数値、ニーズ調査及び実態調査、これら調査における個別意見などを踏まえ、次期計画で取り組むべき重点課題として、保育所等の待機児童対策、放課後児童会の待機児童対策、放課後の居場所づくりとしての放課後子ども教室、一時保育など在宅家庭も含めた預けやすい環境整備、ひとり親を含めた子どもの貧困対策、児童虐待、発達支援の充実の7項目とした。

ここからは、計画の基本的な考え方である。本計画の基本理念は、現計画を踏襲し、「子どもの健やかな成長をみんなのやさしさで支えるまち 習志野」とした。すべての子ども、すべての家庭に対し、教育・保育施設、行政、企業、NPO法人団体等、地域社会が共に関わり、共に育ち合い、共に支え合うことで子どもの健やかな成長を実現しようというものである。

本計画の基本視点・基本目標だが、基本視点については、自律力、家庭力、地域力とし、基本視点の自律力に係る基本目標は、「子どもが、自分の未来を見つめてたくましく生きていく力を育む」とした。家庭力に係る基本目標は、「家庭が、喜びや生きがいを感じながら子育てできる力を持つ」とした。地域力に係る基本目標は、「地域社会が、子どもや家族・家庭をやさしく見守り支える力を持つ」とし、これらは5年後に実現される各主体の姿を基本目標としている。

ここからは、基本施策の重点課題への主な対応事業についてである。重点課題1「待機児童対策(保育所等)」としては、こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編ということで、市立こども園2園を整備するとともに、市立保育所3所を私立化する。これにより、保育定員の拡大を図る。重点課題2「待機児童対策(放課後児童会)」については、需要に応じた施設を整備し、定員を拡大する。また、支援員確保の観点から、計画的に委託化を実施する。重点課題3「放課後の居場所づくり(放課後子ども教室)」では、放課後子ども教室を設置する。計画期間の5年間で、11の小学校に放課後子ども教室を整備していく計画である。また、放課後児童会との一体的整備も行う。重点事項4「在宅家庭も含めた預けやすい環境(一時保育)」については、こども園によって拡大ができると考えているが、一時預かりの実施施設の拡大を図るとともに、予約方法の見直しを検討する。重点課題5「子どもの貧困対策(ひとり親も含めた対策)」では、補足給付とし



て、給食費や教材費等に対する費用助成を行う。また、ひとり親も含む生活困窮世帯などへの学習支援を行う。重点課題6「児童虐待対策」では、虐待の予防、早期発見と対策、防止のために、子ども家庭総合支援拠点を設置する。重点課題7「発達支援の充実」では、ライフサポートファイルを活用し、幼児期から成人に至るまで、切れ目のない支援を推進していく。また、私立も含め、幼稚園、保育所、こども園に出向き、保育者と保護者を支援する相談を実施する。

施策体系図だが、自立力について、新規事業としては、子どもの読書活動の推進を掲げている。家庭力について、新規事業としては、歯と口腔の健康づくりの推進ということで、小中学校でのフッ化物洗口の実施としている。地域力について、新規事業としては、新しくオープンするプラッツ習志野の中で、こどもスペースの開放とプレーパークの実施を考えている。いずれも重点事業については、先ほど説明したとおりである。

ここからは、必要量と確保方策で、ガイドラインの中で示すこととされている部分になる。まず、就学前児童数と教育・保育の必要量だが、令和元年度の状況を見ると、1歳児の保育必要量が非常に高くなっている。これを踏まえ、令和6年度における就学前児童数と教育・保育の必要量の見通しだが、教育・保育の無償化が始まることに伴い、3歳児教育に大幅な需要が出ることを推測している。また、今の1歳児がそのまま歳を重ねていくとともに、今後も1歳児が多くなる傾向は変わらないと想定しているため、保育需要についても増加すると考えている。

令和元年度から令和6年度までの就学前児童数と教育・保育の必要量の推計としては、教育の必要量は減少し、保育の必要量は増加する傾向がある。3歳児教育の確保方策として、不足分については市内の私立幼稚園、こども園及び市立こども園において受け入れ枠を整えていくことを考えている。また、保育の確保方策としては、市立こども園を整備するとともに、市立保育所の私立化や、民間認可保育所の誘致等により、保育定員を拡大していく。

地域子育て支援拠点として、こどもセンター等の必要量と確保方策だが、現状として第一中学校区と第五中学校区にこども園がなく、こどもセンターが不足している。第一中学校区と第五中学校区にこども園を整備することで不足分を解消する。第五中学校区は令和7年度に藤崎こども園を開設する予定となっているため、計画期間内である令和6年度では不足となるが、令和7年度には解消される見込みである。

幼稚園在園児以外の利用分の一時預かりの必要量と確保方策だが、一時預かりについては地域ニーズを考慮し、実施施設の拡大を検討するとともに、予約しづらいという意見があるので、予約方法を改善していく。一時保育については、向山こども園の整備に併せて実施していく。放課後児童会については、令和2年度の時点で全市的に必要量は確保されているが、89名の待機児童が出ている。地域や学校ごとの事情があり、偏りがでている状況である。その対応として、学校施設や学校敷地内にこだわらず、学校敷地外も含めて整備を検討する必要がある。

最後に、今後の予定については、先ほどの協議第3号と同様になる、と概要を説明

#### 赤澤委員

全体として取り組まなくてはならないことが多く、大変だと思う。虐待相談対応件数が数年間で大幅に増加しており、内容が重篤化しているとの説明であるが、この理由は何かあるのか。また、子ども家庭総合支援拠点の設置について、この拠点を設置することでどのような効果や改善が出るのか。虐待の対応というのは非常に重要なことだし、難しい問題でもあると思う。どのようにするのか説明していただきたい、と質問

#### 佐々木学校教育部副参事

虐待については、きめ細かな対応が必要だと考えている。小さな相談から受けていて、早期発

見に努めている。早期発見という観点から、件数が増えているという面もある。子ども家庭総合支援拠点については、児童福祉法の改正に伴い、義務化される。拠点には専門職を配置し、虐待防止を含めた総合的な相談を行うとともに、児童相談所等との連携を強化していく。子ども家庭総合支援拠点を設置することで、さらにきめ細かな対応をしていこうと考えている、と回答

赤澤委員

虐待相談対応件数が増加したのは、早期発見により今まで見えていなかった部分が出てきたという解釈でよろしいか、と質問

佐々木学校教育部副参事

全てがそうというわけではない。時代の流れとして虐待が増えてきているというもある。委員の言うとおりの早期発見により増加しているというもあるが、近所からの通報によって駆けつけたが、実際には何も起こっていなかったというケースもある、と回答

高橋委員

放課後子ども教室について、現在本市には整備されていないとのことだったが、文部科学省は以前から力を入れている事業で、平成25年度時点で千葉市、船橋市、柏市では80パーセント以上整備されている。なぜ本市では整備されていないのか、背景や原因を教えてください、と質問

吉岡生涯学習部副参事

学校の余裕教室等、場所の問題があり、今までは整備してこなかった、と回答

高橋委員

今後11校に整備する計画になっている。場所の問題だけでなく、どのように運営していくかについても考えていかなければならないと思うが、見通しはあるのか、と質問

吉岡生涯学習部副参事

現在実施している近隣他市を視察し、参考にしながら今後の実施に向けて検討していきたいと考えている、回答

高橋委員

ぜひ検討していただきたい。本市の教育委員を半年務めて思ったが、市で独自に行うことについては非常に良いが、外部の指導員や、学生ボランティアの大学生など、外部人材を取り入れることに弱点があるように感じる。最近では教育が複雑になってきているとともに、教員の働き方改革の必要性が取り上げられてきている中で、外部人材をうまく取り入れるというのはすごく大事になってくると思う、と発言

佐々木学校教育部副参事

委員の御指摘の通り、地域力は非常に大事になってくる。この計画の中でも地域力を3つの柱の一つとしている。放課後子ども教室については今まで整備しておらず、地域人材等を活用しての実施が今までできていなかった。しかし、公民館の空き部屋を活用し、「子どもの広場事業」というものをやっていた。この事業は放課後の子どもの居場所づくりの事業になるが、公民館の中

でもこの事業がやりやすかったのは実花公民館で、実花公民館では地域の方々にも参加していただき、花を育てる活動等を行っていた。地域のボランティアと、公民館に集まってきた子どもたちで活動を行った実績はあるが、公すべき放課後子ども教室ができていない状況なので、次期計画では力を入れて取り組む。また、今後開館予定のプラッツ習志野の南館にこどもスペースができ、その前には公園が広がっている。このような中、こどもスペースの活用方法や、プレーパークとして前面の公園を活用し、子どもの居場所を作ることを検討している。まだ具体的に決まっているわけではないが、その際は地域の方々の力を借りたいと考えている、と回答

小熊教育長

学校教育の部分での人材活用について補足していただきたい、と発言

蓮指導課長

学生ボランティアの大学生の活用について、高橋委員に話を伺いながら進めていきたいと考えている。部活動支援員については、国や県の補助等を踏まえ、各中学校に配置はしているが、今後増員等も検討していく、と回答

小熊教育長

外部人材の活用については、全く行っていない訳ではないが、位置付けられている場所が分かりづらい部分がある。教育振興基本計画に位置付けをする必要も検討し、事務局の課題として取り組みたいと思う、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第4号は終了した。

#### **協議第5号 習志野市スポーツ推進計画(パブリックコメント案)について (生涯スポーツ課)**

三橋生涯スポーツ課長

協議第5号「習志野市スポーツ推進計画(パブリックコメント案)について」、説明する。

今回の計画を策定するにあたり、スライド資料2ページ目記載の4点に留意した。1点目、計画の目指す将来像として、「生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現」と「スポーツによるまちの活性化」の現計画と同様の2つとすることで、現計画からの繋がりをもたせた計画とした。2点目として、具体的な取り組みを記載することで、計画をより確実に実行していく。3点目として、今回の計画を策定するにあたり、平成27年度と平成30年度に市民アンケートを実施したことから、そのアンケート結果を踏まえた計画内容と、目指すべき目標値を設定した。この部分が前回とは大きく異なる点になる。4点目として、財政的な面を考慮し、実現性が高い計画となるよう努めた。

次に、計画の位置付けと計画期間についてである。スポーツ基本法第10条に規定される、「地方スポーツ推進計画」と位置付け、国や県の計画等を参考に本市の実情に合わせた計画となるよう策定した。また、本市の上位計画である、習志野市基本計画、習志野市教育振興基本計画、さらには他部署の計画との整合性を図ることとしている。なお、計画期間は、習志野市後期基本計画や習志野市教育振興基本計画に合わせて、令和2年度から令和7年度までの6年間とした。

次に、計画の基本的な考え方についてだが、先ほども説明したように、「生涯にわたり親しむ豊

かなスポーツライフの実現」と「スポーツによるまちの活性化」の2つを目指す将来像に掲げ、さらに「する」「みる」「支える」の3つの柱から、本市のスポーツを推進していくこととしている。なお、施策体系の全体図は、計画の16ページ目に記載している。

次に、「する」「みる」「支える」スポーツの推進に関する3つの柱に基づいた、具体的な取り組みについて説明する。計画では17ページ目から26ページ目に記載している内容になる。

初めに、「する」スポーツの推進では、5つの施策を掲げた。このうち、次期計画から掲載する新たな取り組みとしては、「施策1 幼児期・ジュニア期における機会充実」として、体育協会によるジュニア育成事業の開催や、「施策5 健康増進への寄与」では、健康マイレージの実施がある。「する」スポーツの推進としては、スポーツ推進委員や市民スポーツ指導員などのスポーツ推進団体と連携し、スポーツ教室や大会等を実施するなど、スポーツをする機会の充実を図る取り組みについて、計画している。中でも、重点的に取り組むべきものとして、アンケート結果において、スポーツを行う割合が特に低かった30代から40代の働き盛り世代や子育て世代に対して、スポーツを実践する機会を充実させることにより、週1回以上運動やスポーツを行う市民の割合を51.9パーセントから60.0パーセントへ引き上げたいと考えている。

次に、「みる」スポーツの推進では、3つの施策を掲げた。このうち、次期計画から掲載する新たな取り組みとしては、「施策6 地域の活性化につながるスポーツイベントの開催」として、スポーツ団体等による市民まつりや地域まつり運営への支援や、「施策7 トップチーム・アスリートとの連携」では、スポーツ振興協会が行うトップチームとの連携イベントの推進等を行う。また、「施策8 スポーツ情報の発信」では、東京オリンピック・パラリンピックの機運醸成に向けた情報発信等を行う。「みる」スポーツの推進では、本市において市民が観て楽しむことのできるイベントの開催、地元のトップチームやアスリートとの交流を推進する取り組みなどを計画している。また、こういった大会への積極的な支援や、スポーツに関する情報提供・情報発信にも力を入れていきたいと考えている。これらの取り組みにより、会場でスポーツ観戦したことのある市民の割合を34.5パーセントから40.0パーセントへ引き上げたいと考えている。

次に、「支える」スポーツの推進としては、4つの施策を掲げた。このうち、新たな取り組みとしては、「施策10 スポーツを支えるボランティアの育成・支援」としてスポーツボランティア活動の場の提供、「施策11 身近な場所でのスポーツ環境の整備・確保」では、ウォーキング等の環境整備がある。「支える」スポーツの推進では、スポーツボランティアや指導者の育成、また、スポーツをする場所や施設の整備といったスポーツ環境の充実を図る計画とした。これらの取り組みにより、「スポーツボランティアなどの活動を経験したことのある市民の割合」を13.3パーセントから20.0パーセントへ引き上げたいと考えている。

今回の目標値の設定についてだが、目標を高く掲げることは簡単だが、高すぎると現実味がない数値になり、逆に低すぎても達成が簡単になる。目標値の設定にあたり、国で策定している「スポーツ基本計画」に出てくる数値を参考にしている。平成30年度に国が行ったアンケートの中で、週に1回運動をする割合は55.1パーセントとなっており、これを国では65.0パーセントまで引き上げるとしていたことから、本市でもそれにならい、約10パーセント引き上げる形で、それぞれの目標値を60パーセント、40パーセント、20パーセントと設定した。

最後に、この計画の進め方だが、1点目に、広く市民の方に理解していただくために、計画の周知、広報活動に努める。2点目に、今まで以上に体育協会やスポーツ振興協会、スポーツ推進委員、市民スポーツ指導員、総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ推進団体や、庁内の関係各課、関係機関との協力・連携体制の強化を図る。3点目に、計画を進めていくうえでの財源確保については、効率的な執行はもちろん、国や千葉県補助金や助成金等の情報収集、活用に努める。4点目として、計画については、PDCAサイクルを活用するとともに、計画の中間

年や終了前には、市民アンケートを再度実施し、計画の進捗状況等を確認していく。

今後の予定だが、11月6日に行われる習志野市スポーツ推進審議会へ諮問を予定しており、その後、11月15日から12月20日までパブリックコメントを実施する。そこで出た意見を各スポーツ推進審議会委員にフィードバックし、令和2年2月5日に再度、習志野市スポーツ推進審議会を開催するので、そこで答申をいただき、2月の教育委員会議にて審議し、決定したいと考えている、と概要を説明

高橋委員

今、日本では健康に問題を起こす原因として運動不足がクローズアップされており、日本人の死因の第2位は運動不足とも言われている。また、スポーツには文化的な側面もあると思う。市としてスポーツを推進する計画があり、スポーツを発展させていこうと考えているのは良いことだと思う。スポーツをしている人のパーセンテージが説明されていたが、何のスポーツをやっているのか、と質問

三橋生涯スポーツ課長

市で実施したアンケート結果では、ウォーキング・散歩が一番多く、その次に多いのが筋トレ・ジムでの運動となっている。その他、ラジオ体操を含めた体操、ゴルフ、自転車で通勤・買い物、ジョギング、ヨガ、テニス、ストレッチ、水泳、山登りまたはボルダリング、バレーボール、野球、スキー・スノーボード、サッカー等が挙げられている、と回答

高橋委員

スポーツをする率の低い働き盛りの世代がスポーツをするようになるといいと思うが、実際にその世代がスポーツをすることができるかが心配である。働き盛りの人への運動を推進している立場の人たちが運動できていないことが多い。そのような人が気軽にできるような何かを考えないといけないと思う。一人でできる散歩やジョギングは、少し時間を見つけて行うことができるので非常にやりやすいと思う。千葉市では、サイクリングのルートが整備されており、スタートから何キロ地点かわかるような標記があるなど、運動しやすくなっている。本市でも気軽に運動できるような何かを整備できると良いと思う、と発言

三橋生涯スポーツ課長

アンケート結果の中でも、興味があるイベントとして、一人で参加できるイベントや、気軽に参加できるイベントという回答が多かった。この部分を施策として今後どのように強化しているか検討している。すでに本市で実施しているものとして、「オール習志野歩け歩け大会」というものがある。毎年6月に実施しており、今年も約200名の人が集まったが、もっと参加人数を増やしたいと考えている。参加者からの感想は非常に良いものが多い。今までは市広報紙と市ホームページのみでの周知だったが、今後は周知方法を検討していく、と回答

高橋委員

イベントも良いが、イベントは1回参加したら終わってしまう。どこかに距離がわかるような標記をしたり、少しウォームアップができるようなスペースを作ったり、地図等でランニングコースを示すような工夫をすることで、スポーツに取り組む人は増えると思う、と発言

三橋生涯スポーツ課長

計画の施策11で、ウォーキング等の環境の整備を掲げており、今後、公園緑地課と事業を進めていく予定となっているので、委員からの意見を生かしていきたいと思う、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第5号は終了した。

＜議案第47号、議案第48号及び議案第50号ないし議案第53号については非公開。  
ただし、議案第47号、議案第48号、議案第50号及び議案第51号については、  
令和元年11月22日をもって市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。＞

### 議案第47号 指定管理者の指定について(習志野市習志野文化ホール) (社会教育課)

吉岡生涯学習部副参事

議案第47号「指定管理者の指定について(習志野市習志野文化ホール)」、説明する。

現在、習志野文化ホールの指定管理は平成27年度から令和元年度を指定期間としており、令和2年3月末で期間が満了することから、次期指定管理者として、令和2年度から令和4年度までの3年間、非公募により公益財団法人習志野文化ホールを指定管理者として指定することについて、市長へ申し入れるものである。

これまでの経過及び選定理由を説明する。平成27年4月から市の公共施設となった習志野文化ホールは、指定管理者制度による運営を行っている。指定管理者の選定は公募が原則だが、平成27年度から令和元年度の指定管理について、休館を伴う大規模改修工事を控えていたことから、施設の管理や利用者対応に長けている財団を非公募により指定管理者に指定した。その後、平成29年10月、モリシア津田沼の信託受益権を取得した野村不動産株式会社から、習志野市長宛てに「将来的に当該施設及びその周辺の再開発の協議に関する文書」が提出された。これを受け、同年11月には、市長から当時の教育委員長宛てに改修工事の見直しについて依頼があり、工事の縮小を図った経過がある。

このような中、令和2年度からの習志野文化ホールの指定管理については、市長事務局をはじめ、生涯学習部指定管理者制度検討委員会及び教育委員会指定管理者候補者選定委員会において協議し、非公募により指定管理者候補者を選定することとした。その理由として、1点目は、これまで約40年間習志野文化ホールを運営してきた実績から、JR津田沼駅周辺地域の再開発が確定していない現状において、安定した施設運営が可能なこと、2点目としては、今後、再開発の詳細が明らかになった際にも、臨機応変な利用者対応が期待できることである。

このことから、習志野文化ホールの次期指定管理について、財団による運営が最適であるとし、公募によらず、指定管理者の申請をすべきものとして指名した。その後、財団から、楽団を活用した鑑賞機会の提供をはじめとする、自主事業等の提案を含む申請があり、内容の審査、評価を行った結果、要求水準を満たしていることから、選定したものである。なお、指定期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間である。

今後は、本日の習志野市教育委員会第10回定例会で議決をいただいた後、令和元年習志野市議会第4回定例会に上程し、議決後、年明けには指定管理者と3年間の基本協定を締結し、令和2年4月1日から業務開始というスケジュールで進めていく、と概要を説明

高橋委員

2点伺う。1点目として、習志野文化ホールの指定管理者について、今回は非公募で選定したとのことだが、過去に公募で選定したことはあるのか。2点目として、公益財団法人習志野文化ホールの運営に対して、何らかの評価はあるのか、と質問

吉岡生涯学習部副参事

習志野文化ホールが公共施設となったのが平成27年度からであるため、公募を行ったことはない。評価については、平成29年度の実績としてモニタリングを実施していることから、評価は行っている、と回答

高橋委員

的確に選定をしているとは思いますが、外部から見た時に、非公募にすることで不信感を抱かれることもあると思う。できれば公募でやるべきだと思うし、非公募の場合についても、その後の評価結果については常に示し、的確に選定していることを示す必要があると思う、と発言

中村生涯学習部主幹

先ほどの回答にもあったが、習志野文化ホールは平成27年度に習志野市の施設になり、その時に初めて指定管理者制度を導入し、今年度で1期目が終わることになる。最初に指定管理者を選定する際に、非公募であったことから、公募で選定した実績はない。習志野文化ホールに限らず、指定管理者による市の施設の運営については、モニタリングとして、翌年度に事業報告書を提出させ、指定管理者が自分たちの運営のセルフチェックを実施し、市が面接を行って評価をしている。モニタリングの結果を11月から12月には市ホームページで公表するとともに、指定管理者に評価をフィードバックし、悪い点や改善点について伝えている。習志野文化ホールについては、昭和53年に現在の場所に開館したが、当時の所有者が現指定管理者である公益財団法人習志野文化ホールであった。文化ホールの使用料だけで運営を賄うことはできないので、市から補助金を交付し、約40年間運営してきた。このような中、40年の間で施設の老朽化が進み、それに対する工事費の捻出が財団では難しいということがあり、平成24年頃から市と財団で協議を行い、平成27年4月に市の公共施設ということで、所有者が市になったという経過がある。平成27年度からの指定管理者選定の際に非公募とした理由は、平成29年度から平成30年度にかけて、年度をまたぐ大規模改修工事があり、休館中の利用者対応である。習志野文化ホールの利用者の対応として、習志野文化ホールでは1年前から施設の利用予約を受け付けるが、利用者への休館の周知や、財団同士のネットワークを活用し、近隣他市の同規模のホールを紹介していただいていた。今回については、当初は公募での選定を予定していたが、先ほどの説明のとおり、この数年の間でJR津田沼駅周辺の再開発が予定されており、いつこの計画が始まるのか確定していない。習志野文化ホールは複合施設となっていることから、万が一習志野文化ホールより下の部分を取り壊すことになった際に、文化ホールだけを残すということではできない。下を開発するとなったら協議が必要になる。そのような中、市としては、公募により新たな視点から様々な事業に取り組むような指定管理者を選定するよりも、将来の変化に備えた利用者の対応ができる指定管理者の方が望ましいという判断をして、指定管理者の選定を非公募で行った、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第47号は全員賛成で原案どおり可決された。

## 議案第48号 令和元年度教育費予算案(12月補正)について

(教育総務課)

中野教育総務課長

議案第48号「令和元年度教育費予算案(12月補正)について」、説明する。

提案理由としては、先ほど議決いただいた議案第47号に関連するもので、習志野文化ホールの指定管理料の債務負担行為を設定することについて、市長に申し入れをするものである。

債務負担行為設定理由は、習志野文化ホールの管理運営を指定管理者に委託するにあたり、安定的、計画的な運営ができるよう、指定管理期間の経費を担保するためである。事業概要として、債務負担行為の設定期間だが、市議会で承認された後、今年度は指定管理の基本協定を締結するため、今年度を含めて4年間の債務負担行為としている。しかしながら、今年度中は業務を行わないため、令和元年度の指定管理料は0円となっており、令和2年度から令和4年度は同額の金額となっている。限度額としては、委託料4億309万2千円に、消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内となる。財源内訳については、全額、一般財源となっている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第48号は全員賛成で原案どおり可決された。

## 議案第50号 習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について

(社会教育課)

藤原生涯学習部主幹

議案第50号「習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について」、説明する。

このことについては、先ほど議決いただいた議案第49号に関連するもので、屋敷公民館、藤崎図書館、あづまこども会館及び生涯学習地区センターゆうゆう館の廃止に伴い、関係する条例等について改正及び廃止するものである。

1点目は、習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部改正である。こちらは、あづまこども会館に係る「こども会館」という部分や、屋敷公民館、藤崎図書館に関する項目を施設の廃止に伴い削るものである。また、条文の変更を行う。2点目は、習志野市生涯学習地区センターの設置及び管理に関する条例の廃止である。こちらは、生涯学習地区センターゆうゆう館の廃止に伴い、条例を廃止するものである。3点目は、習志野市使用料条例の一部を改正する。こちらは、屋敷公民館及び生涯学習地区センターゆうゆう館の使用料について、閉館に伴い、使用料の条例から削除するものである、と概要を説明

梓澤委員

これまでの方針通りなので異論はないが、地元の人々の反応を見ると、これから先もサークルや団体の活動が今まで通り続けられるか不安という方もいた。円滑な移行のためにしっかりと対応をしていただきたい、と要望

藤原生涯学習部主幹



委員の言うとおり、屋敷公民館と生涯学習地区センターゆうゆう館で活動しているサークルや団体の方々には、生涯学習複合施設「プラッツ習志野」に移行して活動していただくことになる。教育委員会としても、活動の場の移行を速やかかつ円滑にできるよう、しっかりとサポートしていきたいと考えている。現在、190を超えるサークルがプラッツ習志野に登録し、11月から活動を始めることになる。今後、屋敷公民館と生涯学習地区センターゆうゆう館は令和2年3月に閉館を迎えるため、屋敷公民館と生涯学習地区センターゆうゆう館で活動をしているサークルは4月からプラッツ習志野で活動することになることから、円滑に移行し、活動ができるようサポートしていきたいと考えている、と回答

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第50号は全員賛成で原案どおり可決された。

#### **議案第51号 習志野市青年館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について** **(社会教育課)**

吉岡生涯学習部副参事

議案第51号「習志野市青年館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」、説明する。

青年館に関しては、もともと青少年の健全な育成を図るため、青少年及び青少年を育成する団体等の語り合い、体育及び娯楽の施設として、習志野市内に8施設設置されていた。しかしながら、昨今では施設本来の目的である青少年及び青少年を育成する団体の利用がほとんどなく、また、施設の老朽化の問題等があり、現在、市内で青年館として使用しているのは藤崎青年館1施設のみとなっている。藤崎青年館は、昭和45年に建築され、現在では、社会福祉協議会藤崎支部の事務所が所在し、かつ地域住民の交流活動の拠点として活用されている。市としては活用の実態に即し、地域移管に係る協議を藤崎連合町会と重ねてきた。この度、藤崎連合町会より地域への移管の要望書が提出されたことから、藤崎青年館の用途廃止に伴い、当該条例の廃止を市長に申し入れるものである。

なお、この藤崎青年館は教育機関ではないことから、廃止に関し、教育委員会会議での議決案件でないことを申し添える、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第51号は全員賛成で原案どおり可決された。

#### **議案第52号 習志野市史編さん委員会委員の委嘱について** **(社会教育課)**

吉岡生涯学習部副参事

議案第52号「習志野市史編さん委員会委員の委嘱について」、概要を説明

採決の結果、議案第52号は原案どおり可決された。

議案第53号 習志野市スポーツ推進計画(案)の諮問について

(生涯スポーツ課)

三橋生涯スポーツ課長

議案第53号「習志野市スポーツ推進計画(案)の諮問について」、概要を説明

採決の結果、議案第53号は原案どおり可決された。

小熊教育長が

令和元年習志野市教育委員会第10回定例会の閉会を宣言